

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施事業者の認可について

1 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化することを目的として、月一定時間（10時間まで）の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を、令和8年4月から実施する。

利用料：1時間300円

給付金：0歳児 1時間あたり1,700円

1歳児 1時間あたり1,400円

2歳児 1時間あたり1,400円

2 審議会の意見聴取の位置づけ

先般、こども誰でも通園制度説明会を実施し、令和7年12月22日から令和8年1月7日まで実施事業者を募集したところ、Y I Cキッズ黒石保育園と法泉寺保育園から申請があった。

乳児等通園支援事業の認可を行う場合には、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、児童福祉審議会等（宇部市子ども・子育て審議会）の意見聴取を行うこととなっている。

今回、申請のあったY I Cキッズ黒石保育園と法泉寺保育園について、本市が認可を行うに際して、各申請施設の適合状況について、意見聴取を実施するもの。

3 本件に対する本市の考え方

事業者から認可申請があったときは、国において定める法及び宇部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に適合することが求められている。

このたび、申請のあったY I Cキッズ黒石保育園と法泉寺保育園は、余裕活用型での実施であるが、余裕活用型での実施の場合は、市として把握している事項について審査を省略することができるとされている。

当該事業所は既に児童福祉法等の規定に基づく認可及び子ども・子育て支援法等の規定に基づく確認を受けており、これまでも適正に運用されていることから、認可要件に適合すると判断している。

4 認可及び職員配置の基準

【実施方式】

ア 一般型（在園児合同）：保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と合同で受入れを行う方法

イ 一般型（専用室独立実施）：保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて受入れを行う方法

ウ 余裕活用型：保育所等の定員の空き枠を活用して受入れを行う方法

【設備・運営基準】

事業区分/ 実施方法	一般型 (在園児合同型)	一般型 (専用室独立実施)	余裕活用型
設備基準	・在園児と本事業のどちらも面積基準を満たしていること	・乳児室 1. 65㎡以上/人 ・ほふく室 3. 30㎡以上/人 ・保育室又は遊戯室 1. 98㎡以上/人	・既存の保育事業の設備基準と同等
職員の 配置基準	【0歳児】 3人につき保育士1人 【1、2歳児】 6人につき保育士1人	・左記に同じ	・左記に同じ

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施事業者の認可について

5 認可予定事業所の概要

項目	概要					
事業所名称	① Y I C キッズ黒石保育園					
施設所在地	宇部市黒石北四丁目2番40号					
施設類型	保育所					
法人名	学校法人 Y I C 学院					
代表者・氏名	理事長 井本浩二					
事業類型	余裕活用型					
定員設定	0歳	1歳	2歳	合計		
	6人	7人	6人	19人		
設備の状況						
使用する保育室等の状況	乳児室	ほふく室	保育室 遊戯室	便所	調理設備	
	21.37㎡	27.00㎡	20.90㎡	有	有	
運営体制						
開所日	月曜日から土曜日まで					
提供時間	9時30分から16時30分まで					
職員配置	12人（保育士12人、保育補助者0人）					
食事の提供	あり（自園調理）					

【基準の適否】

基準の内容	確認内容	適否
（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。	策定済	適
（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	備えている	適
（内部の規程） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	定めている	適
（設備及び職員の基準） 施設又は事業所の区分に応じた基準に適合していること。 （設備基準） 余裕活用型であるため通常保育と合算 0歳児：3.3㎡×6人（内、通常保育6人） 【小規模事業所の0歳児必要面積3.3㎡】 1歳児：3.3㎡×7人（内、通常保育7人） 2歳児：1.98㎡×6人（内、通常保育6人）	0歳児 21.37㎡ ≥19.80㎡ 1歳児 27.00㎡ ≥23.10㎡ 2歳児 20.90㎡ ≥11.88㎡	適
（職員配置基準） 余裕活用型であるため通常保育と合算 0歳児6人×1/3 + 1・2歳児13人×1/6 = 5人	12人 ≥ 5人	適

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施事業者の認可について

項目	概要					
事業所名称	②法泉寺保育園					
施設所在地	宇部市松山町五丁目6番9号					
施設類型	保育所					
法人名	社会福祉法人法泉寺保育園					
代表者・氏名	理事長 中山昭乗					
事業類型	余裕活用型					
定員設定	0歳	1歳	2歳	合計		
	3人	10人	10人	23人		
設備の状況						
使用する保育室等の状況	乳児室	ほふく室	保育室 遊戯室	便所	調理設備	
	46.40㎡	—	40.23㎡	有	有	
運営体制						
開所日	週2日					
提供時間	9時から11時まで					
職員配置	18人（保育士14人、保育補助者4人）					
食事の提供	なし					

【基準の適否】

基準の内容	確認内容	適否
（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。	策定済	適
（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	備えている 実施予定なし	—
（内部の規程） 乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	定めている	適
（設備及び職員の基準） 施設又は事業所の区分に応じた基準に適合していること。 （設備基準） 余裕活用型であるため通常保育と合算 0歳児：1，65㎡×3人（通常保育3人） 1歳児：3，3㎡×10人（通常保育10人） 2歳児：1，98㎡×10人（通常保育10人）	0、1歳児 46.40㎡ ≥37.95㎡ 2歳児 40.23㎡ ≥19.80㎡	適
（職員配置基準） 余裕活用型であるため通常保育と合算 0歳児3人×1／3 + 1・2歳児20人×1／6 = 5人	18人 ≥ 5人	適